

## 1. ニーズ調査に基づく主要課題

### 1. 公立保育園の受け入れ年齢の引き下げ（1歳から）

事業所等では、育児休暇は1歳までとなっている場合がほとんどであるため、現状（1歳半から）の体制では半年間の空白期間が生じてしまう。

### 2. 土曜（休日）の一日保育の実施

勤務形態の変化等の理由から、土曜（休日）も勤務日である保護者が増え、一日保育の必要性が高まっている。

ニーズ調査からは、土曜の一日保育を希望する回答はかなり多いが、日曜・祝日についてはさほど多くないという結果となっている。

### 3. 時間外保育の延長

勤務形態の変化や、フルタイムでの勤務希望、残業等が増えたことにより、現在行っている長時間保育の時間を、さらに遅い時間まで延ばして欲しいという希望が増えている。  
（土曜日等についても同様）

### 4. 児童センター等の開館時間の延長

保育園の長時間保育は18:45(私立19:00)まで可能だが、小学生になると児童センター等の開館時間が18:00までのため、急にギャップが生じてしまう。  
上記3とあわせて、延長の希望が多い。

### 5. 病児・病後児保育の実施

子どもが病気になった際、看護休暇が取りにくいという意見が多い。  
また、多子の家庭では、入れ替わりに病気になることが多く、トータルするとかなり多くの休暇を取らなければならないとなり、収入減少などの問題が生じる。  
これらのことから、病児・病後児保育の希望が多い。

これらのことは、気軽に子どもを預けられる親族等が同居（もしくは近所に在住）している場合は、大きな問題とならないこともあるが、預けられる親族がいない核家族等や、いても気を遣って預けにくい家庭にとっては大きな課題となっている。

## 2. 子ども・子育て支援事業計画策定に伴う主要課題

	要望の多い（強い）事項	ポイント ・ 論点	方 向 性
1	保育開始年齢の引き下げ （特に公立保育園での1歳児からの保育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ量と供給量のバランスから全園実施が必要か。</li> <li>・小学校区域内の保育園での乳幼児保育の志向が強い。</li> <li>・同時に2人を入園させる場合、別な園となるのは不便。</li> <li>・発育状態の違いから、0歳児と1-2歳児が同じ部屋での保育は困難。</li> <li>・1部屋増築し、トイレ・沐浴・調乳室を作るとすれば多額の費用が必要。</li> <li>・ニーズがあるとして、以前、あきは保育園で実施したことがあったが、実際は利用者が少なく、めぐみ保育園に一本化された経過がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ量のこともあるが、公立園でも1歳児からの保育を実施。</li> <li>・設備等の関係上、全園での実施は難しい。現在、空き部屋があるのは木島、とがり。ただし、トイレ・沐浴・調乳室設置の改修は必要。（設備基準）</li> <li>・0歳児（6カ月から）の保育は、需要量から、めぐみ保育園に1園でどうか。</li> </ul>
2	長時間保育時間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の実態としては、6時までというのがほとんどで、6時過ぎまでというのは非常に少ない。</li> <li>・8時までとすれば、夕食は必要となるが、中途半端に食べさせるのは発育上良くない。</li> <li>・遅くまで門戸を開けば、必要が無くても遅くまで預ける人が出てくる。</li> <li>・必要とする人がいるのも事実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状からは、基本的には午後7時までで良いのではないか。</li> <li>・拠点園1園のみ、8時まで預かるようにする。（8時まで必要な人は、地元園ではなく、拠点園への入園となる）</li> <li>・児童クラブの開所時間は、長時間保育に合わせるようにする。</li> </ul>
3	土曜保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査では、需要が多いとの結果となっている。</li> <li>・ニーズ量からは、全園実施という数字ではない。</li> <li>・土曜保育そのものが不要という世帯も多いのではないか。（希望登園日は、ほとんど登園がない）</li> <li>・拠点園のみ開園し、全て閉園とした場合、午前中のみ必要という人たちは現状より不便になる。</li> <li>・土曜のみ拠点園を利用するとなれば、昼寝用の布団を持って移動することになる。</li> <li>・給食、おやつを提供が必要になる。</li> <li>・拠点園方式として、他園を全て休園日としないと、保育士、給食調理員の確保が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2～3園の拠点園で実施することとして、平日と同じ保育（長時間含む）を実施する。</li> <li>・その他の園は、しばらくは毎週希望登園として様子を見た上で必要性を再度検討する。（お昼のパン、バスは無し）。</li> <li>・希望登園の時間は7：30～13：00とし、現在の長時間分は対応する。</li> </ul>
4	休日保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査の結果からは、需要は少ない状況。</li> <li>・必要とする人がいるのも事実なので、1カ所くらいはあるべきではないか。</li> <li>・他市では、特別保育として使用料を徴収しているが、それだと週7日預ける人が出る可能性があり、良くない。複数勤務でない限り、労働法上、休みはあるはず。</li> <li>・園の行事の練習など、バラバラに休まれると困ることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点園1園でのみ実施。</li> <li>・時間等は平日と同様。</li> <li>・休日保育を利用する場合は、料金は徴収しない代わりに、原則としては平日に休んでもらう。</li> <li>・就労証明書で、勤務日、時間を明確にする必要がある。</li> </ul>

	要望の多い（強い）事項	ポイント・論点	方向性
5	病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スペースの確保ができるか。（建設費や改修費との関係）</li> <li>・看護師の確保ができるか。</li> <li>・単独施設か併設か委託か、どこで実施するのが良いのか。</li> <li>・健康な子供と同じ施設での実施に問題はないか。（実質的なことと、保護者の感覚的なことの両面）</li> <li>・職員も、専属なら別だが、そうは行かないと思うので、両方を掛け持つは無理がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に方法があれば、健康な子供と同じ施設での実施は避けることが好ましい。</li> <li>・病院への委託実施が望ましい。</li> <li>・医療系の施設（老健、保健センターなど）での実施の可能性も検討。</li> </ul>
6	病児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズは多くないし、現実的には更に少なくなる可能性が高い。</li> <li>・実施の場合の考え方は病後児保育と同じだが、確実に隔離できる施設が必要となる。</li> <li>・中野市は、北信病院の敷地内に施設を建設し、運営は病院へ委託している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、病後児保育と同様。</li> </ul>
7	保育料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度から新制度がスタートする予定であり、保育料も、階層表や金額など、全面的に変更することとなる。</li> <li>・第3子無料化を含めると、軽減率は県下19市の中では1位となっている。</li> <li>・国基準としてきた階層表の細分化を求める声がある。</li> <li>・飯山市は、園児数に対して園数が多く、園児一人あたりに要する経費は19市最低との比較で2.5倍の差がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方でも、平成27年度から5歳児の無料化が検討されている。</li> <li>・階層表は、細分化する方向で検討。</li> <li>・飯山市は、国の保育所運営標準に比べて多額の経費を投入しているが、園児数の減少や保育料のことを踏まえて、保育園運営全体を考えていく時期になっている。</li> </ul>
8	児童クラブの時間延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生になっても、就学前と状況は変わらないのに時間が違うのはおかしいとの意見。</li> <li>・最低でも、低学年のうちは1人でいさせることできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブの利用要件は保育園とほぼ同じなので、保育園との整合していることが望ましい。</li> </ul>
9	子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日でも利用したいとの意見がある。</li> <li>・お昼を含めた終日利用の要望もあるが、終日利用を認めた場合、面積用件をクリアできるか。</li> <li>・午前と午後に分けているのは、当初は午前だけの実施だった時代の名残。</li> <li>・小さな子供を、一日中センター内で過ごさせるのは問題との意見もある。</li> <li>・相談機能を充実。また、医療系の相談が受けられるといい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山地区内の児童センター統合施設へ現在のセンターを移設する。</li> <li>・新設した施設では、土曜、日曜も使用可能とする方向で検討し、お昼を含めた終日利用できる施設とする。</li> <li>・現在、市役所を拠点としている家庭児童相談員や母子保健担当保健師をセンターへ配置できないかを検討。また、精神保健福祉士や臨床（児童）心理士などが配置が望ましい。</li> </ul>
10	児童センターの統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城山児童館と上町児童センターを統合し、新たな施設を建設。</li> <li>・子育て支援センターの併設。</li> <li>・どこに作るか、用地の確保ができるか、が最大の課題。</li> <li>・家庭児童相談員は、市役所にいるより、この施設にいた方が良いのでは。</li> <li>・病後児保育の可能性も視野に検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算が確保できしだい、できるだけ早期に建設。</li> <li>・児童センターの他に、どこまでの機能を持たせるか。</li> <li>・病後児保育は難しいと思われる。</li> <li>・児童センターは、学校休日以外は、午前中は空き施設となるが、その点を不登校対策などに活用できないか検討。</li> </ul>

## 3. 子ども・子育て支援事業計画について

### 1. 提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育の提供」について区域を設定し、区域毎に「量の見込み」に対応する計画策定をすることとされています。

飯山市では、保育所については市内各所にある公立9か所、私立1か所の保育所への入園について市で調整しながらニーズに応じてきました。自家用車の普及により移動が便利になっており、生活圏が広がっています。そこで、

**保育所については、「飯山市全域」を1つの区域として設定します。**

幼稚園については、私立1か所が設置されています。そこで、

**幼稚園については、「飯山市全域」を1つの区域として設定します。**

次に、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、ほぼ小学校区ごとに設置され、区域の子供が区域の施設に（徒歩で）通っています。そこで、

**放課後児童クラブについては、「小学校区」を1つの区域として設定します。**

### 2. 定員の設定について

保育所、幼稚園、放課後児童クラブの定員についても、（ニーズに対して不足がある場合は定員の拡大を計画するなど）定めることとされています。

飯山市には、保育所については790人の定員に対して約70%、幼稚園については120人の定員に対して約65%、放課後児童クラブについては250名の定員に対して約75%の利用実績となっています。そこで、

**定員（施設ごとの全体）については、現状どおりを原則とし、必要に応じて見直すこととします。**

保育所、幼稚園については、0歳児、1～2歳児、3歳以上児等に分けて定員を設定することが想定されますが、具体的な設定は別途協議・調整することとします。

### 3. 計画期間について

子ども・子育て支援事業計画では、平成27～31年度の5年間についての計画を策定していきますが、現段階では、下記のとおり表現することとします。

**前期**…平成27～28年度

**中期**…平成28～30年度

**後期**…平成30～31年度

## 4. 子ども・子育て支援施策の展開について

### 1. 新制度の全体像

【子ども・子育て新制度】は、ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設される制度で、次の3つの法律に基づく制度です。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う法律の整備等に関する法律

この制度の主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

### 2. 新制度の事業体系

#### (1) 子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

#### ■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

#### ■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

認可 定員	19人以下	<b>小規模保育</b> 【事業主体】 市町村・民間事業者等	<b>居宅訪問型保育</b> 【事業主体】 市町村・民間事業者等	<b>事業所内保育</b> 【事業主体】 民間事業者等
	6人以上 5人以下 1人			
保育の実施 場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業であり、子ども・子育て支援法に定められている13の事業において、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

### (1) 子ども・子育て支援給付

#### ○施設型給

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託料を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。

#### ○地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

#### ○児童手当

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## (3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■ **認定区分** …認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象年齢	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上	教育のみを希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業

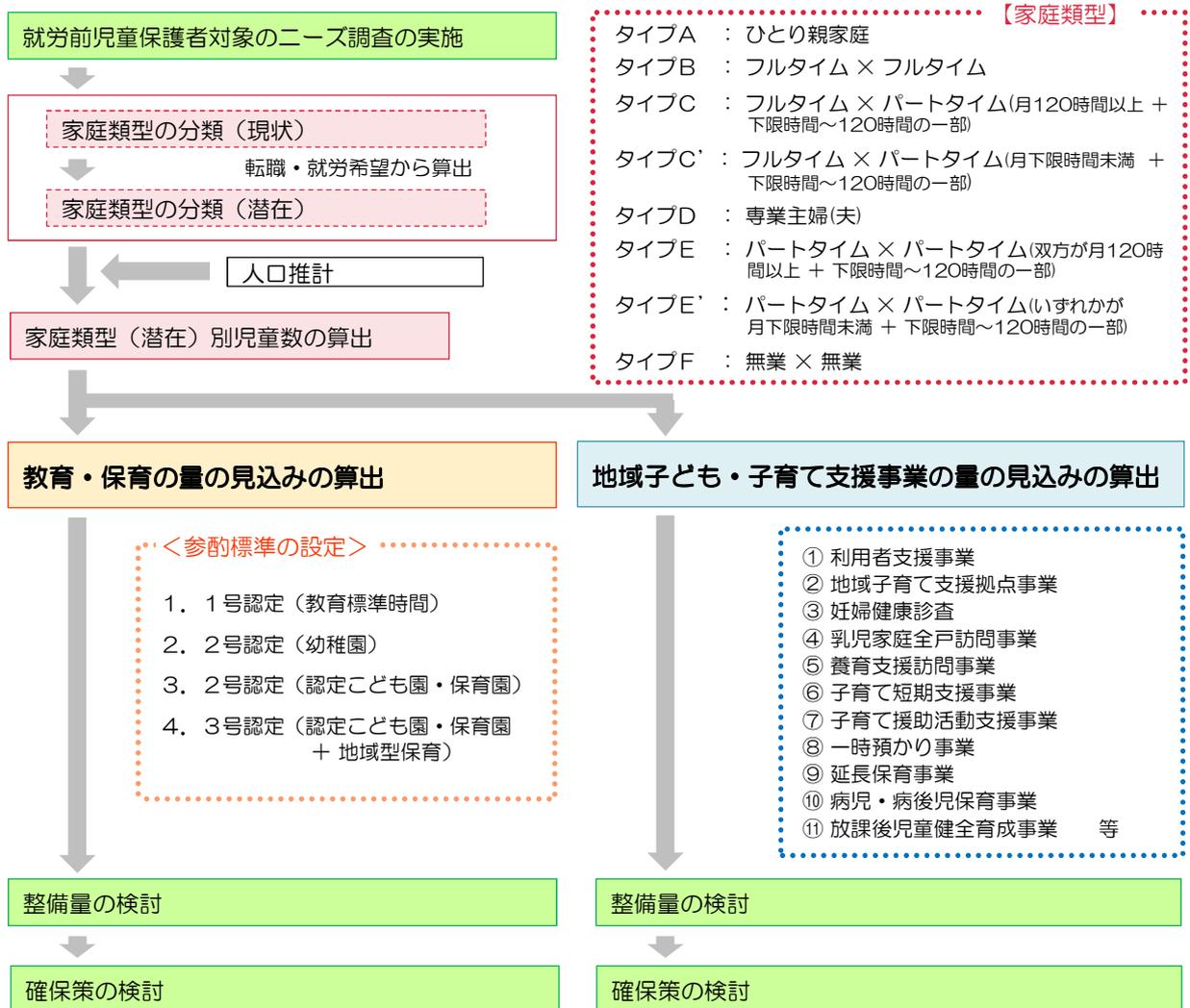
■ **認定基準** …保育の必要性（2号・3号認定）にあたっては以下の基準により認定します。

事由	①就 労（フルタイム、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労） ②就労以外（保護者の疾病・障害・産前後・介護・災害復旧・求職活動・就学等）
区分	①保育標準時間（フルタイム就労を想定） ②保育短時間（パートタイム就労を想定）
優先利用	①ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待等

### 3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

#### ○ 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行いました。



### 4. 教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに「飯山市全域」と「小学校区域」の2つを設定します。

「飯山市全域」の対象事業	
■ 教育・保育	⑥ 子育て短期支援事業
① 利用者支援事業	⑦ 子育て援助活動支援事業
② 地域子育て支援拠点事業	⑧ 一時預かり事業
③ 妊婦健診事業	⑨ 延長保育事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業	⑩ 病児・病後児保育事業
⑤ 養育支援訪問事業	

「小学校区域」の対象事業
⑪ 放課後児童健全育成事業

## 5. 子ども・子育て支援施策

### (1) 施設型給付

#### 【1】幼稚園（1号認定・2号認定の教育希望）

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、保護者の就労状況にかかわらず、3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや、預かり保育も行っています。

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	80	96	95	89	80	79
1号認定	—	50	49	46	41	41
2号認定	—	46	46	43	39	38
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
② - ①	40	24	25	31	40	41

**【現状】** 入所者数：80人

- ・市内に私立幼稚園が1園設置されています。
- ・保護者に、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付しています。
- ・保護者に、第3子以降私立幼稚園保育料無料化事業補助金を交付しています。
- ・幼児教育の推進、円滑な幼稚園の運営を図るため、事業主へ運営補助金を交付しています。
- ・障害児の発達を支援するため、他の園児と均衡のとれた幼児教育の実現を図るため、発達障害児就園事業補助金を交付しています。

**【方向性】**

- ・現行の体制を基本に対応していきます。

## 【2】保育所

就労や病気などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって、保育を行う施設です。

## 【2号認定】

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	383	310	306	284	257	254
②確保の内容	551	551	551	551	551	551
② - ①	168	241	245	267	294	297

**【現状】** 入所者数：383人

- ・市内に公立保育所が9園、私立保育所が1園設置されています。
- ・第3子以降の園児の保育料を無料化しています。
- ・3人同時入所の第1子の保育料を、半額もしくは全額減免しています。

## 【方向性】

- ・現行の体制を基本に対応していきます。

## 【3号認定】

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	178	197	194	188	178	167
3号認定(1・2歳)	148	155	153	149	142	132
3号認定(0歳)	30	42	41	39	36	35
②確保の内容	239	239	239	239	239	239
3号認定(1・2歳)	225	225	225	225	225	225
3号認定(0歳)	14	14	14	14	14	14
② - ①	61	42	45	51	61	72

**【現状】** 入所者数：178人

- ・市内に公立保育所が9園、私立保育所が1園設置されています。
- ・公立保育所では1歳半からの受け入れ、私立保育所では6ヶ月からの受け入れが可能です。
- ・第3子以降の園児の保育料を無料化しています。
- ・3人同時入所の第1子の保育料を、半額もしくは全額減免しています。

## 【方向性】

- ・公立保育所における1歳からの受け入れについて、検討していきます。（前期）

## (2) 地域型保育給付

### 【1】小規模保育事業

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた定員6~19名の保育施設です。

**【現状】** 該当施設なし

### 【2】家庭的保育事業

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

**【現状】** 該当施設なし

### 【3】事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住しているお子さんの受け入れも行う保育施設です。

**【現状】** 該当施設なし

### 【4】居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

**【現状】** 該当施設なし

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

「ニーズ量」はニーズ調査の結果から、国の定めた推計方式により導かれた平成27年度の推計値です。

#### 【1】利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：数値なし

- 子育て支援センターを主な窓口（市役所各課等との連携含む）とし、情報提供、相談、助言等を行っています。

**【方向性】**

- 現行の体制で対応していきます。

#### 【2】地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：①月あたり人  
②施設数

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	408	1,277	1,260	1,210	1,145	1,078
②確保の内容	2	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)

**【現状】** ニーズ量：56.8人（1日あたり）

- 子育て支援センターで活動しています。施設スペースには余裕があります。
- 地区社協の子育てサロン（秋津、木島、外様）等も実施されています。

**【方向性】**

- 現行の体制で対応していきます。
- 併せて関係機関との連携を深め、地域小規模子育てサロン等の普及に努めます。

## 【3】妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	140	117	115	107	99	96
②確保の内容	140	(117)	(115)	(107)	(99)	(96)
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：117人（1年間に妊娠する妊婦の想定数）

- ・現在、県医師会、県市長会、県町村会、県国保連が定めた要項に従って実施されています。（受診券方式）

**【方向性】**

- ・現行の体制を基本に対応していきます。

## 【4】乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	129	117	115	107	99	96
②確保の内容	129	(117)	(115)	(107)	(99)	(96)
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：117人（1年間に生まれる子供の想定数）

- ・生後2か月程度頃に、保健師が家庭訪問を実施しています。
- ・さらに、主任児童委員による訪問が生後4か月程度頃に実施されています。

**【方向性】**

- ・現行の体制で対応していきます。

## 【5】 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	—	23	23	21	20	19
②確保の内容	—	(23)	(23)	(21)	(20)	(19)
② - ①		0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：年間23人（新生児の20%程度と推計）

- ・乳幼児全戸訪問事業での情報等を踏まえ、保健師などで相談、訪問指導を行っています。
- ・併せて、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、教育相談員等の配置により個別対応をしています。

### 【方向性】

- ・現行の体制で対応を進めるとともに、相談業務の職員体制などを検討します。（前～中期）

## 【6】 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。  
（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業）

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	0	52	52	49	45	43
②確保の内容	0	—	—	—	—	—
② - ①	0					

**【現状】** ニーズ量：年間52日分

- ・ニーズ量はひとり親世帯数や就労形態から推計しており、強めに推計されていると思われます。農村都市である当市では、近隣に親戚（親兄弟など）があり、実際は親戚等の支援が受けられるという場合も多いと推定されます。
- ・一方、緊急対応が必要な場合への対応として、児童養護施設「飯山学園」等への委託も想定されます。

### 【方向性】

- ・親戚等による引き受けの調整を基本としつつ、関係施設等と協議を行います。（中～後期）

## 【7】ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人（週あたり）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	4	23	21	20	20	20
②確保の内容	4	—	—	—	—	—
② - ①	0					

**【現状】** ニーズ量：週23人分（小学校1～3年生分）

- ・しろやま保育園併設の子育て支援センターで受付、実施しています。（提供会員17名）  
（利用実績は少ない（年間70回、80時間程度）ものの、制度としては実績があります。）  
→H25年度：132回、147時間

**【方向性】**

- ・提供会員の普及に努めます。（前期）

## 【8】一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人（年間）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	現状	推計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	—	361	357	331	300	296
②確保の内容	—	(361)	(357)	(331)	(300)	(296)
② - ①		0	0	0	0	0

単位：人（年間）

2号認定による定期的な利用	現状	推計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	—	12,271	12,129	11,246	10,193	10,051
②確保の内容	—	(12,271)	(12,129)	(11,246)	(10,193)	(10,051)
② - ①		0	0	0	0	0

単位：人（年間）

その他（保育園等）	現状	推計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	285	1,292	1,275	1,207	1,124	1,077
②確保の内容	285	(1,292)	(1,275)	(1,207)	(1,124)	(1,077)
② - ①	0	0	0	0	0	0

【現状】 ニーズ量：1号認定 1.4人（1日あたり）

：2号認定 45.4人 //

：その他 4.8人 //

- 中央幼稚園の定員は120名。入所人員はおおむね80名。一時預かりの実績があります。
- 幼稚園への入所分（量の見込み）は96名。上記2号認定分はここに含まれます。
- 以上により、中央幼稚園の現況でニーズはクリアされます。
- 保育園分一時預かりは、各園の定員の余力で対応が可能な数値です。（しろやま保育園では、一時保育の拠点園として専門の保育士を配置しています）

## 【方向性】

- 現状のままの体制で一時預かり事業を継続します。

## 【9】延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	123	152	150	141	131	126
②確保の内容	123	(152)	(150)	(141)	(131)	(126)
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：（毎日）152人

- ・現状は 公立：平日 7:30～18:45 土曜 7:30～13:00 日曜 休み  
私立：平日 7:00～19:00 土曜 7:00～15:00 日曜 休み
- ・利用者は特定されるが、常に一定の利用があります。

**【方向性】**

- ・平日、土曜、日曜に分けて、公立と私立のバランスも考慮して検討します。（前～中期）

## 【10】病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	0	1,383	1,366	1,287	1,190	1,148
②確保の内容	0	—	—	—	—	—
② - ①	0					

**【現状】** ニーズ量：5.1人（1日あたり）

- ・現状飯山市に制度、施設はありません。
- ・症状の急変を考えると、医療施設への併設が望ましいです。
- ・人員は、看護師（または保健師）1名、保育士1名の体制が最少です。
- ・利用の無い日の対応や経費（施設費や人件費）、広域連携も検討課題となります。

**【方向性】**

- ・地域の基幹病院である飯山赤十字病院と協議を進めます。（中～後期）
- ・市保健センターや子育て支援センターでの対応を検討します。

## 【11】放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

低学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (児童クラブ)	177	218	199	190	188	185
②確保の内容	250	—	—	—	—	—
② - ①	73					

単位：人

高学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (児童クラブ)	10	144	138	133	125	115
②確保の内容		—	—	—	—	—
② - ①						

## 【現状】 ニーズ量：（毎日）362人（小1～小6）

- 現状（児童センター2館、児童館2館、児童クラブ4か所）は、  
定員：250名  
登録状況：約185名程度（75%程度）  
開館時間：平日 13:00～18:00 土曜 8:30～17:00 日曜 休み  
学校休業日 8:30～18:00
- 高学年を正式に受け入れる分の人数が増加し、合計ニーズが定員を上回っていますが、親の希望と児童の希望にはかい離があると推定されます。（ニーズ量が強めに出ていると推定されます）
- 区域は「学校区」としており、区域別ニーズと定員の検討が必要です。
- 全体として施設の老朽化が進んでおり、改修等の検討が必要な施設もあります。
- 飯山小学校区では、上町児童センターと城山児童館を統合し、新規に児童センターを建設する計画があります。（定員の拡大）
- 退所時間については、保育園との統一も検討課題となります。
- 日曜については、拠点（新設の児童センターなど）での実施も検討課題となります。
- 民間の運営委託先との調整が必要です。民設民営は望めません。

## 【方向性】

- 別途具体的に検討します。（中～後期）

## 5. 新制度における利用者負担額（保育料）について

### 1. 利用者負担額の設定について

新制度における利用者負担については、世帯の所得状況等を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担水準に基づいて国が定める水準を限度として、市町村が定めることとされています。

### 2. 飯山市における利用者負担額の設定（案）

- 施設・事業の種類や認定区分を問わず、同一の階層区分を設定します。
- 所得階層区分の決定方法は、市町村民税額を基に行います。
- 国が示す階層区分をさらに細分化し、各世帯の所得状況に、より適した利用者負担額を設定します。

#### (1) 教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担額（案）

##### ■国の利用者負担水準の考え方

- 現行の幼稚園就園奨励費を考慮した利用者負担水準を基本としています。

##### ◇飯山市における検討の方向性（案）

- 現行の保育料と幼稚園就園奨励費を考慮し、利用者にとって負担の増加とならないように、国の基準に更に軽減を図った利用者負担額を設定します。
- 国の基準を基本として軽減を図るため、高額所得者については応分の負担を求める形となります。

飯山市の幼稚園は、飯山中央幼稚園1園のみであり、当面は新制度には移行しない予定のため、ここで定める利用者負担額が適用しません。

#### 【1号認定】（案）

		階層		国	飯山市
国	市	所得区分	国の推定年収		
1	1	生活保護		0	0
	2	市民税均等割非課税	~260万円	9,100	4,000
2	3	市民税所得割非課税	~280万円	9,100	7,000
	4	市民税所得割額 48,600 円未満	~330万円	16,100	10,000
	5	63,000 円未満		16,100	13,000
3	6	77,000 円未満	~410万円	16,100	16,000
	7	97,000 円未満	~470万円	20,500	17,000
	8	130,000 円未満		20,500	18,000
	9	169,000 円未満	~640万円	20,500	19,000
4	10	211,000 円未満	~740万円	20,500	20,000
	11	301,000 円未満	~930万円	25,700	22,000
	12	397,000 円未満	~1,130万円	25,700	23,000
5	13	397,000 円以上	1,130万円~	25,700	25,000

## (2) 保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額（案）

## ■国の利用者負担水準の考え方

- 保育標準時間認定を受けた子どもは、現行の保育所の利用者負担水準を基本とします。
- 保育短時間認定を受けた子どもは、運営コストの違いを反映し、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本とします。

## ◇飯山市における検討の方向性（案）

- 保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額は、利用者にとって負担の増加とならないように、現行保育料を目安として、国の基準を更に軽減した利用者負担額を設定します。
- 保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額は、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額より低く設定します。その際の差額は、国の基準に基づく差額分とします。

## 【2号認定】（案）

階層				国	飯山市	
国	市	所得区分	国の推定年収		標準	短時間
					国×0.7	標準-国の差額
1	1	生活保護		0	0	0
2	2	市民税均等割非課税	~260万円	6,000	5,000	5,000
	3	市民税所得割非課税	~280万円		10,000	9,800
3	4	市民税所得割額 48,600 円未満	~330万円	16,500	12,000	11,800
	5	63,000 円未満			15,000	14,600
	6	77,000 円未満	~410万円		17,000	16,600
4	7	97,000 円未満	~470万円	27,000	19,000	18,600
	8	130,000 円未満			24,000	23,400
5	9	169,000 円未満	~640万円	41,500	30,000	29,400
	10	211,000 円未満	~740万円		32,000	31,100
6	11	301,000 円未満	~930万円	58,000	34,000	33,100
7	12	397,000 円未満	~1,130万円	77,000	38,000	36,800
8	13	397,000 円以上	1,130万円~	101,000	40,000	38,400

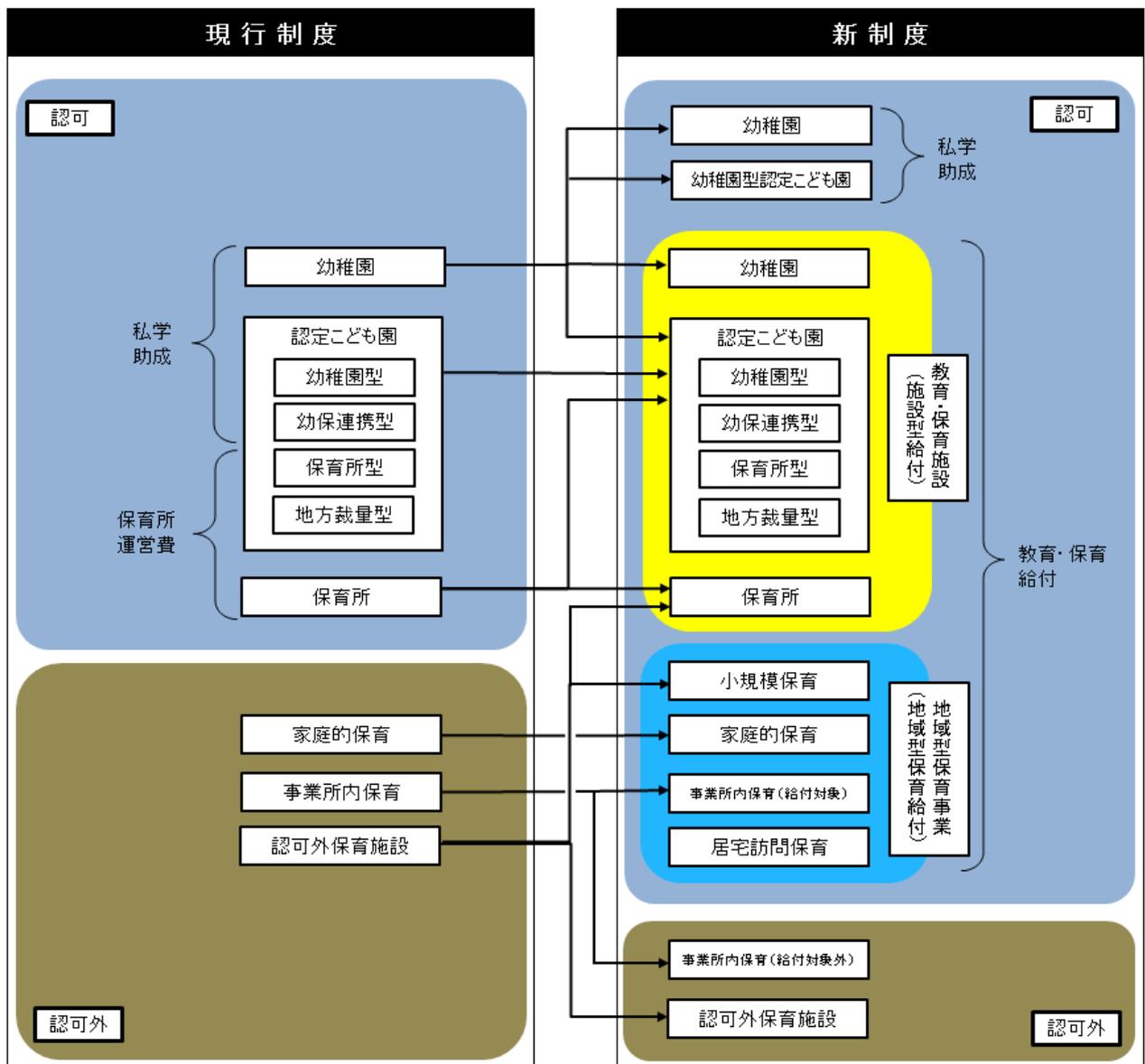
## 【3号認定】（案）

階層				国	飯山市	
国	市	所得区分	国の推定年収		標準	短時間
					国×0.7	標準-国の差額
1	1	生活保護		0	0	0
2	2	市民税均等割非課税	~260万円	9,000	7,000	7,000
	3	市民税所得割非課税	~280万円		10,000	9,800
3	4	市民税所得割額 48,600 円未満	~330万円	19,500	14,000	13,800
	5	63,000 円未満			16,000	15,600
	6	77,000 円未満	~410万円		18,000	17,600
4	7	97,000 円未満	~470万円	30,000	21,000	20,600
	8	130,000 円未満			26,000	25,400
5	9	169,000 円未満	~640万円	44,500	32,000	31,400
	10	211,000 円未満	~740万円		38,000	37,100
6	11	301,000 円未満	~930万円	61,000	43,000	42,100
7	12	397,000 円未満	~1,130万円	80,000	48,000	46,800
8	13	397,000 円以上	1,130万円~	104,000	52,000	50,400

## 6. 新制度に関する各種基準の条例等の制定について

### 1. 新制度の主なバリエーションとポイント

#### (1) 現行制度から新制度移行に伴う施設・事業の主なバリエーション



※ 一部の幼稚園、事業所内保育所等は、新制度に移行しない場合があります。

## ○子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型等

施設・事業の類型		認可(認定)主体	確認主体	給付
教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型	都道府県 指定都市・中核市	市町村	市町村
	認定こども園 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	都道府県		
	幼稚園(※注)	都道府県		
	保育所	都道府県 指定都市・中核市		
地域型保育事業 (家庭的保育事業等)	①家庭的保育事業 ※5人以下、0～2歳児	市町村	市町村	市町村
	②小規模保育事業 ※6人以上19人以下、0～2歳児			
	③事業所内保育事業 ※従業員の子ども+地域の保育を 必要とする子ども(地域枠)			
	④居宅訪問型保育事業 ※0～2歳児			
放課後児童健全育成事業	市町村への届出	—	市町村	

※注：新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、上記には含まない。

## (2) 新制度の主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけます。
  - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。
- ※「認定こども園」…幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、地域の子育て支援も行います。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類があります。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

## 3. 条例等で定める基準

本市で予定している条例等制定における基準は、次のとおりです。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

条例等の制定にあたっては、平成26年4月30日付けで公布された子ども・子育て関連3法に係る府省令（以下「国の示す基準」という。）に基づき、本市の基準を定めていくことになります。

また、府省令で定める規定については、次の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分が示されており、市町村が地域の実情に応じて基準を定めることになります。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	十分参酌した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準

## 4. 飯山市の基準策定の考え方

本市の基準の策定にあたっては、新制度に移行する本市の施設及び事業等が、国の示す基準の範囲内において運営されており、現状において運営上の支障が見当たらないこと、また事業自体が行われていないことなどから、国の示す基準を基本とします。

なお、国の示す基準については、現在も国の子ども・子育て会議等において議論されているものがありますので、今後の国の動向によっては、内容に変更が生じる可能性があります。

## 5. 飯山市の基準(案)の説明

### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(子ども・子育て支援法：第34条第2項、第3項及び第46条第2項、第3項)

施設型給付及び地域型給付を受けようとする教育・保育施設や地域型保育事業者は、市町村に対して申請を行い、市町村はその申請が給付の対象となることを確認した上で、給付をすることになります。

この給付は、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可を受けていることのほか、子ども・子育て支援法により、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが条件となります。

### (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(児童福祉法：第34条の16第1項)

子どもの成長を支援しながら、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、様々な場所で展開される質の確保された保育を提供する事業については、市町村の認可による地域型保育事業として、次に掲げる事業が児童福祉法に位置づけられます。この認可基準は、児童福祉法により、市町村が条例として制定することと定められております。

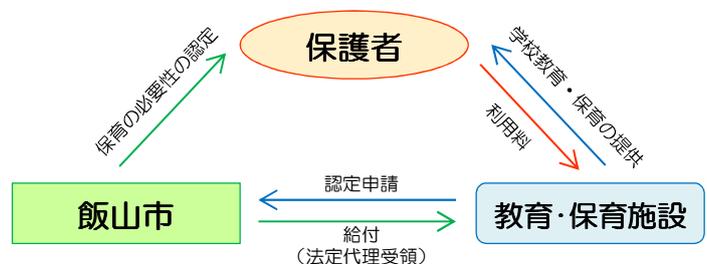
#### ◇地域型保育事業

分類	実施主体	主な内容
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。 (定員5人以下)
小規模北事業	市町村・民間事業者等	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。 (定員6～19人) ※規模等に応じて3つに細分化される。 A型：保育所分園に近いもの B型：A型とB型の中間的なもの C型：家庭的保育に近いもの
事業所内保育事業	事業主等	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	住み慣れた居宅で、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施。

#### 〔参考〕

教育・保育給付の実施主体である本市は、利用者や教育・保育施設と下記の関係にあります。

保護者の申請を受けた市町村が支給認定（子どもの年齢や保育の必要性により1号～3号の3区分による認定）した上で、子どもが利用する教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して給付費（委託費）を支払います。



※私立保育所については、市町村が委託料として支払い、保護者は保育料を市へ支払う。

### (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(児童福祉法：第34条8の2 第1項)

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を行う事業者が遵守すべき基準となるものです。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に児童館等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業です。